第四十三条第十二号中「前二号」を「前三号」に改め、「収集資料」の下に「及び電子情報」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　第九号の規定により閲覧の提供を受けた電子情報（館長が定めるものに限る。）の整理に関すること。

第五十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　関西館に所属する新聞類の複写に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

第五十四条第一号中「分野」の下に「（音楽分野を除く。）」を加える。

第五十七条第一号中「レファレンス」の下に「、展示」を加え、同条中第五号を第九号とし、同条第四号中「、運営並びに音楽・映像資料室及び電子資料室所属の参考資料の選定」を「及び運営」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第三号を第七号とし、同条第二号中「レファレンス」の下に「、展示」を加え、同号の次に次の四号を加える。

三　音楽分野に関する図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること。

四　館長が定める音楽資料及び映像資料の収集に係る調査並びに音楽分野に関する図書館資料及び電子情報の選書又は選定並びに音楽・映像資料室及び電子資料室所属の参考資料の選定に関すること。

五　館長が定める収集した音楽資料及び映像資料の整理に関すること。

六　音楽分野に関する図書館資料及び電子情報並びに前号の音楽資料及び映像資料に係る書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

第七十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　博士論文（オンライン資料を除く。）の収集に関すること（収集整理課の所掌に属するものを除く。）。

第七十一条第七号中「前二号」を「前三号」に「及びオンライン資料」を「、オンライン資料及び博士論文」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館事務文書開示規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館事務文書開示規則の一部を改正する規則

国立国会図書館事務文書開示規則（平成二十三年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削る。

第十一条第一項中「限る。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項中「諮問しなければならない」を「諮問し、第十三条の規定により苦情に対応するものとする。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、第八条第一項又は第二項の規定による通知をした日の翌日から起算して六十日を経過した日以後にされた場合は、この限りでない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項ただし書に規定する場合において、館長は、苦情の申出をした者に対して、同項本文の措置をとらない旨を書面により通知する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の国立国会図書館事務文書開示規則第十一条第二項及び第三項の規定は、施行日以後にされる苦情の申出について適用し、施行日前にされた苦情の申出については、なお従前の例による。

○国立国会図書館規則第三号

国立国会図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用規則の一部を改正する規則

国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号、第二十三条第一項第二号及び第二十六条第三項中「を帯出するカウンター」を「の所属する閲覧室」に改める。

第五十五条第三項中「時間は、開館時間内（ただし、東京本館にあっては、午前九時三十分から午後五時まで）」を「日及び時間は、開館日の午前九時三十分から午後五時まで」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事異動

内　閣

南　　隆

願に依り内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官を免ずる（三月七日）

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム空港危機管理官を命ずる

（警察庁警備局付）警視正　篠田　芳典

（同）同　渡邊剣三郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム空港危機管理官を免ずる（以上三月十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、チリ国大統領ミチェル・バチェレ・ヘリア閣下の大統領就任につき、三月十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、自治労・公共サービス清掃労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年3月14日午前0時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年3月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

埼　玉　県　都北運輸株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社及び株式会社ヨドセイ

東　京　都　都北運輸株式会社、東喜運輸株式会社、丸都運輸株式会社、第一輪送株式会社、協立輸送株式会社、株式会社飯塚運輸、日井運輸株式会社、高嶺清掃株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社、株式会社ヨドセイ及び都清掃株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、昭和運輸株式会社から、自治労・公共サービス清掃労働組合昭和支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年3月14日午前0時以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年3月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、株式会社ヨドセイから、自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年3月15日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年3月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空株式会社及び株式会社ＪＡＬエンジニアリングから、日本航空ユニオンが賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年3月14日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、